

様式1 公表されるべき事項

国立大学法人和歌山大学の役員報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成20年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

国立大学法人和歌山大学役員給与規程により、給与については、文部科学省
国立大学法人評価委員会が行なう業績評価の結果を勘案し、その職務に応じて、
100分の10の範囲内で、増額又は減額することができることとしている。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

改定なし

理事

改定なし

理事（非常勤）

該当者なし

監事

該当者なし

監事（非常勤）

改定なし

2 役員報酬等の支給状況

役名	平成20年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 18,220	千円 12,780	千円 4,795	千円 383 (地域手当) 262 (通勤手当)			
A理事	千円 12,415	千円 9,408	千円 2,598	千円 282 (地域手当) 127 (通勤手当)	4月1日		
B理事	千円 13,794	千円 9,408	千円 3,810	千円 282 (地域手当) 294 (通勤手当)			
C理事	千円 13,635	千円 9,408	千円 3,810	千円 282 (地域手当) 135 (通勤手当)			
D理事	千円 12,081	千円 7,848	千円 3,368	千円 816 (地域手当) 49 (通勤手当)		3月31日	◇
A監事 (非常勤)	千円 980	千円 980	千円 0	千円 0			
B監事 (非常勤)	千円 280	千円 280	千円 0	千円 0			

注1：地域手当とは、地域の民間の賃金水準を基礎とし、地域における物価等を考慮して和歌山県和歌山市に所在する事業所に勤務する役職員に支給しているものである。

注2：前職欄の「◇」は役員出向者であることを示す。

3 役員退職手当の支給状況（平成20年度中に退職手当を支給された退職者の状況）

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円	年	月			該当者なし	
理事	千円 4,704	年 4	月 0	H20.3.31	1.0	文部科学省独立行政法人評価委員会の基本的考え方を参考に、同人の在任期間中の業績を項目別に分類し、各役員の見解も踏まえて査定を行い、学長が評価「1」の決定をした。	
理事 (非常勤)	千円	年	月			該当者なし	
監事	千円	年	月			該当者なし	
監事 (非常勤)	千円	年	月			該当者なし	

注1：「業績勘案率」の欄には、当法人の役員退職手当規程に基づき、退職手当の算定に当たって当該退職役員の業績等を評価して乗じることとしている係数である業績評価率を記載した。

注2：理事の退職手当の支給状況の中に、引き続き就任した監事の在職期間を含めて記載した。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

限られた運営費交付金の範囲内で業務を行う必要があるため、組織の合理化・効率化等を図り、かつ教職員のインセンティブを消失せしめないような人事政策（給与制度）を検討し、それらに基づいた適正な人件費管理を行うこととしている。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

当法人の運営活動に必要な経費がその大部分について、国からの運営費交付金及び授業料に委ねられていることから、国家公務員の給与水準を十分考慮し、国家公務員の例に準じた措置を講じている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

昇給、昇格の実施及び勤勉手当の成績率の判定にあたっては、勤務評定の結果等を踏まえた勤務成績を考慮している。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
賞与：勤勉手当 (査定分)	基準日(6月1日・12月1日)以前6か月以内の期間における、勤務評定の結果等を踏まえた勤務成績に応じて決定される支給割合(成績率)に基づき支給される。
俸給月額 (昇給)	勤務評定の結果等を踏まえ、勤務成績が適切に反映されるよう、昇給区分に応じた号俸数上位の号俸に昇給させることができる。
俸給月額 (昇格)	勤務成績が良好で、かつ昇格基準に達している場合、その者の資格に応じて、1級上位の級に昇格させることができる。

ウ 平成20年度における給与制度の主な改正点

1. 年俸制適用教職員給与規程を新設した。
2. 管理職手当について、管理・監督に係る職務の実態に合わせ、支給範囲の見直しを行った。
3. 附属小・中学校への主幹教諭の配置に伴い、その処遇（給与的措置）として、主幹教諭手当（月額18,000円）を新設した。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

[年俸制適用者以外]

区分	人員	平均年齢	平成20年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
					うち通勤手当	
常勤職員	人 425	歳 46.2	千円 7,939	千円 5,727	千円 174	千円 2,212
事務・技術	人 103	歳 42.5	千円 5,663	千円 4,143	千円 119	千円 1,520
教育職種 (大学教員)	人 254	歳 48.6	千円 9,125	千円 6,536	千円 223	千円 2,589
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
技能・労務職種	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (附属高校教員)	人 25	歳 43.3	千円 7,288	千円 5,341	千円 55	千円 1,947
教育職種 (附属義務教育学校教員)	人 40	歳 41.5	千円 6,827	千円 5,018	千円 90	千円 1,809
その他医療職種 (看護師)	人 2	歳	千円	千円	千円	千円

在外職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
------	------------	---	----	----	----	----

任期付職員	人 2	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (外国人教師等)	人 2	歳	千円	千円	千円	千円

再任用職員	人 2	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人 2	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円

区分	人員	平均年齢	平成20年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
非常勤職員	人 2	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人 2	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円

注1：常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2：常勤職員の技能・労務職種及びその他医療職種(看護師)、任期付職員の教育職種(外国人教師等)、再任用職員の事務・技術職種、非常勤職員の事務・技術職種については、該当者が2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

注3：「教育職種(附属高校教員)」とは、附属特別支援学校教員を示す。

[年俸制適用者]

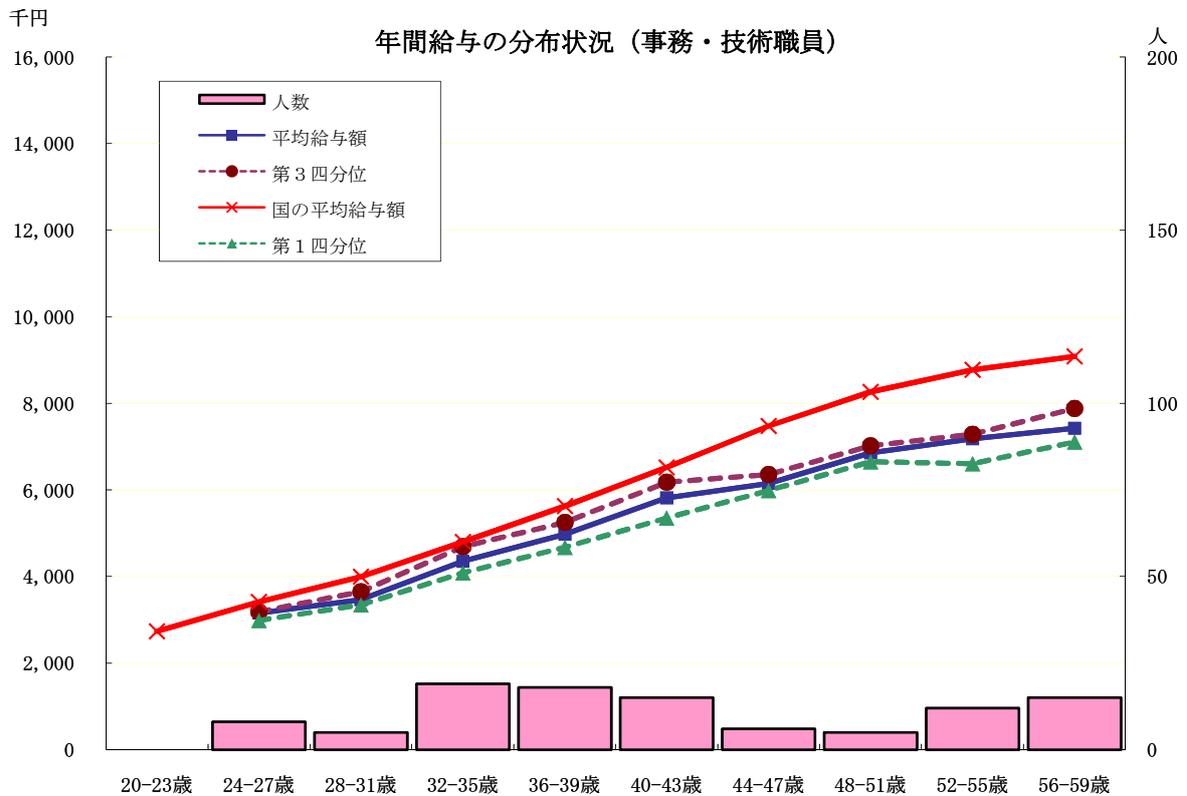
区分	人員	平均年齢	平成20年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
任期付職員	人 6	歳 42.5	千円 5,685	千円 5,685	千円 185	千円 0
教育職種 (大学教員)	人 4	歳 51.3	千円 7,005	千円 7,005	千円 255	千円 0
教育職種 (附属義務教育学校教員)	人 2	歳	千円	千円	千円	千円

注1：教育職種(大学教員)及び教育職種(附属義務教育学校教員)以外は、該当者がいないため、欄を省略した。

注2：教育職種(附属義務教育学校教員)については、該当者が2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕

(事務・技術職員)



注：①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

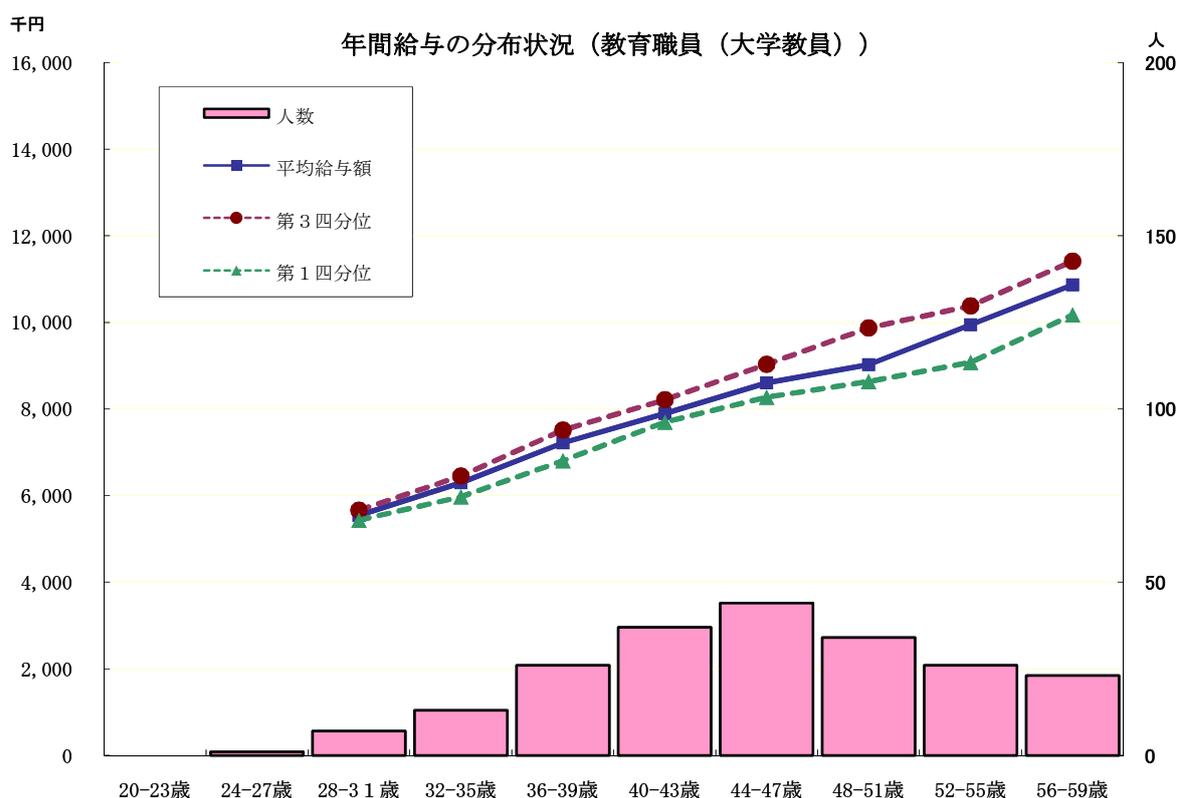
分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1四分位	第3四分位	
	人	歳	千円	千円	千円
代表的職位					
・課長	11	56.6	7,640	7,985	8,242
・課長補佐	12	54.8	6,610	7,045	7,284
・係長	37	45.2	5,421	5,951	6,394
・主任	19	36.1	4,375	4,666	4,768
・係員	24	30.8	3,185	3,741	4,268

注1：「課長」には、課長相当職である「事務長」及び「室長」を含む。

注2：「課長補佐」には、課長補佐相当職である「事務長補佐」及び「専門員」を含む。

注3：「係長」には、係長相当職である「専門職員」を含む。

(教育職員(大学教員))



注：年齢24～27歳の該当者は1人であるため、当該個人に関する情報が特定される恐れのあることから、年間給与については表示していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1分位	第3分位	
	人	歳	千円	千円	千円
代表的職位					
・教授	133	54.8	9,413	10,186	10,920
・准教授	88	43.3	7,514	7,996	8,524
・講師	10	37.7	6,094	6,754	7,250
・助教	19	36.5	5,663	6,044	6,415
・助手	1	-	-	-	-
・教務職員	3	47.8	-	5,583	-

注1：助手の該当者は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は表示していない。

注2：教務職員の該当者は3名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、第1・第3分位については記載していない。

③ 職級別在職状況等(平成21年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員))
(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		係員	係員主任	主任係長	係長 課長補佐	課長補佐 課長
人員(割合)	103人	13人 (12.6%)	26人 (25.2%)	34人 (33.0%)	18人 (17.5%)	11人 (10.7%)
年齢(最高～最低)		34歳 ～ 25歳	36歳 ～ 29歳	58歳 ～ 37歳	58歳 ～ 50歳	59歳 ～ 40歳
所定内給与年額(最高～最低)		2,785千円 ～ 2,144千円	3,678千円 ～ 2,670千円	5,167千円 ～ 3,360千円	5,471千円 ～ 4,554千円	6,960千円 ～ 5,127千円
年間給与額(最高～最低)		3,735千円 ～ 2,932千円	4,908千円 ～ 3,651千円	7,111千円 ～ 4,679千円	7,558千円 ～ 6,448千円	9,158千円 ～ 7,284千円
区分		6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		課長	部長	局長	局長	局長
人員(割合)		1人 (1.0%)	0人 (%)	0人 (%)	0人 (%)	0人 (%)
年齢(最高～最低)		～	～	～	～	～
所定内給与年額(最高～最低)		～	～	～	～	～
年間給与額(最高～最低)		～	～	～	～	～

注：6級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		教務職員 助手	助教	講師	准教授	教授	教授
人員(割合)	254人	4人 (1.6%)	19人 (7.5%)	8人 (3.1%)	90人 (35.4%)	133人 (52.4%)	0人 (%)
年齢(最高～最低)		49歳 ～ 26歳	46歳 ～ 29歳	50歳 ～ 29歳	63歳 ～ 29歳	64歳 ～ 40歳	～
所定内給与年額(最高～最低)		4,164千円 ～ 2,662千円	4,912千円 ～ 3,923千円	5,661千円 ～ 4,091千円	6,607千円 ～ 3,767千円	8,929千円 ～ 5,649千円	～
年間給与額(最高～最低)		5,820千円 ～ 3,640千円	6,722千円 ～ 5,437千円	7,897千円 ～ 5,604千円	9,225千円 ～ 5,278千円	12,629千円 ～ 7,982千円	～

④ 賞与(平成20年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))
(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 65.6	% 68.3	% 67.0
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.4	% 31.7	% 33.0
	最高～最低	% 39.2～32.8	% 34.0～30.4	% 34.8～31.8
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 65.5	% 68.5	% 67.1
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.5	% 31.5	% 32.9
	最高～最低	% 39.9～31.4	% 36.8～28.8	% 35.6～30.3

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 64.4	% 68.0	% 66.3
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.6	% 32.0	% 33.7
	最高～最低	% 39.9～32.8	% 36.8～29.9	% 37.8～31.3
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 65.6	% 68.5	% 67.1
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.4	% 31.5	% 32.9
	最高～最低	% 39.9～30.2	% 36.8～28.9	% 37.6～30.3

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一)) 85.8

対他の国立大学法人等 97.9

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等 98.4

注：当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容		
指数の状況	対国家公務員	85.8	
	参考	地域勘案	90.7
		学歴勘案	84.7
		地域・学歴勘案	90.3
給与水準の適切性の検証	<p>【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 57.6% (国からの財政支出額 4,252,260千円、支出予算の総額 7,388,410千円：平成20年度予算)</p> <p>【検証結果】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は高いが、累積欠損額もなく、対国家公務員指数も100未満であり、当法人の給与水準は適切な状況にあると思われる。</p>		
講ずる措置	職員の給与水準については、引き続き社会一般の情勢に適合したものとなるよう努める。		

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 96.2

(注) 上記比較指数は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成20年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

【なお、昨年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。】

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成20年度)	前年度 (平成19年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成 16年度)からの増△減
	千円	千円	千円 (%)	千円 (%)
給与、報酬等支給総額 (A)	3,985,763	4,013,815	△28,052 (△0.7)	△232,762 (△5.5)
退職手当支給額 (B)	508,879	354,270	154,609 (43.6)	213,717 (72.4)
非常勤役職員等給与 (C)	380,908	292,570	88,338 (30.2)	177,667 (87.4)
福利厚生費 (D)	507,414	508,643	△1,229 (△0.2)	△24,473 (△4.6)
最広義人件費 (A+B+C+D)	5,382,964	5,169,298	213,666 (4.1)	134,149 (△2.6)

注) 財務諸表附属明細書「役員及び職員の給与明細」では受託研究費等により雇用される職員に係る費用、人材派遣契約に係る費用及び福利厚生費を計上していないため、本表とは一致しない。

総人件費について参考となる事項

- ① 給与、報酬等支給総額の対前年度比は△0.7%で、主な要因は退職者よりも採用者の方が俸給月額が低いこと及び昇給の号俸数の抑制等によるものと推測される。
また、最広義人件費の対前年度比は4.1%で、主な要因は退職手当支給額が前年度に比較して、43.6%増加したため、及び非常勤役職員等給与が前年度に比較して30.2%増加したためである。
- ② i) 「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。
ii) 総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成17年度の人件費予算相当額(役員報酬(常勤のみ)、常勤職員給与(基本給、諸手当、超過勤務手当))をベースとして、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。
iii)

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年 度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	4,287,591	4,042,109	4,013,815	3,985,763
人件費削減率 (%)		△ 5.7	△ 6.4	△ 7.0
人件費削減率(補正值) (%)		△ 5.7	△ 7.1	△ 7.7 (△7.0-0.7)

「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年、平成20年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%である。
基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

Ⅳ 法人が必要と認める事項

特になし